

機関誌掲載論文等利用許諾規程

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本オリエント学会（以下「学会」）が発行する機関誌に掲載された論文他の著作物（以下「論文等」）について、その転載他の利用の許諾について定める。
- 第2条 論文等について、論集等印刷媒体による著作物への収録等の利用の申請があった場合には、著作権の所在に応じて対応する。
- 第3条 機関誌『オリエント』（以下『オリエント』）第41巻第1号（1998年）以前の号、および機関誌 *Orient: Reports of the Society for Near Eastern Studies in Japan*（以下「欧文Orient」）第35号（2000年）以前の号については、著作権は論文等の著者（ないしその著作権継承者、以下同様）にあり、学会はその旨を、利用申請者に伝え、著者に利用の許諾を求めよう指示するとともに、出典を明記することを、著者および利用申請者に要請する。
- 第4条 『オリエント』第41巻第2号（1998年）以後の号、および欧文Orient第36号（2001年）以後の号については、著作権は学会にあり、学会は申請の内容に応じて利用の許諾を決定する。その際、出典を明記すること、および論文等の著者の承諾を、利用申請者が得ることを許諾の条件に含める。なお、利用によって著作権に基づく金銭の授受が生じる場合には、著者、利用申請者、学会の間で協議することとする。
- 第5条 機関誌の版面を複製して利用したいとの申請があった場合には、すべての号について学会が版面の編集権を有することを理由として、前2条に準じて対応する。
- 第6条 著者は、学会が贈呈した自らの論文等の抜刷を、私的な目的に限っては学会の許諾なしに複製し、かつそれを配布することができるものとする。
- 第7条 著者は、自らの論文等をその所属する他の機関および助成を受けた機関等への少部数の報告書に、学会の許諾なしに転載もしくは添付することができる。その場合、出典を明らかにすることを条件として、版面の利用も許されるものとする。
- 第8条 学会が認めた機関については、電子媒体による論文等の公開を認め、その方法については当該の機関と学会の間で協議する。
- 第9条 著者が自らの論文等を著者もしくは著者の所属する機関が運営するサーバに、機関リポジトリ等の一部として電子媒体を用いて公表する際には、必ず機関誌の版面から作成されたpdfファイルのみを掲載するものとし、事前に学会の許諾を要する。その際には、必ず、学会が学会の認めた機関を通して電子媒体で公表しているフルテキスト（版面のpdfファイル）へのリンク、論文の出典、著作権者を明示するものとする。
- 第10条 個々の許諾については上記に従い、理事会が判断する。
- 第11条 その他、機関誌掲載論文等利用許諾に関わり、上記に定めのない事項については、理事会の議による。

附則

1. 本規程は2013年4月1日より施行する。

2013年2月19日 第527回理事会承認